

第 240 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 5 号

令和 6 年 5 月 1 日かすみがうら市農業委員会告示第 5 号をもって、令和 6 年 5 月 10 日（金）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 240 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 6 年 5 月 10 日（金） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	石塚 洋二	2 番	麻生 登美子	3 番	豊崎 静代	4 番	中山 峰雄
5 番	佐賀 正治	6 番	井坂 孝雄	7 番	齋藤 務	8 番	廣瀬 栄二
9 番	小倉 達也	10 番	宮本 康子	11 番	岡部 正仁	12 番	矢口 明之
13 番	福田 美保	14 番	関 宏幸	15 番	飯田 敬市		

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 事務局長補佐 澤田 幸一 主任 長田 千絵美

6. 議事録署名委員

5 番 佐賀 正治 6 番 井坂 孝雄

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
 - 報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
 - 報告第19号 制限除外の農地移動届出の受理について
 - 報告第20号 買受適格証明願に係る農地法第3条の許可書の交付について
- ⑤ 議案審議について
 - 議案第29号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
 - 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第32号 現況証明願の交付決定について
 - 議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地
利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後2時40分閉会

事務局長	<p>只今から、令和6年 第240回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、5番 佐賀 正治委員、6番 井坂 孝雄委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の長田主任を指名いたします。</p>
議長	<p>次に 日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に報告第16号から第20号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第29号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
5 番 佐賀 正治	<p>4 月 26 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、中山委員と井坂委員と私、佐賀の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p>
	<p>それでは説明いたします。 番号 1 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から約 500m 南に位置する田 2 筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。</p>
	<p>続きまして番号 2 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から約 450m 北西に位置する畑 1 筆、約 200m 南東に位置する畑 1 筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。ジャガイモを作付けする計画です。</p>
	<p>続きまして番号 3 番 4 番は、土地の交換を行うことから関連性がありますので一括で説明いたします。 申請地は●●●●●●●●から約 650m 南東に位置する畑 2 筆になります。 現況は、いずれもきれいに管理されていました。 申請人は、耕作利便性向上のため、今回の申請に至りました。粟、露地野菜を作付けする計画です。</p>
	<p>続きまして番号 5 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から約 700m 北に位置する田 2 筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。</p>

	<p>申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号6番の農地は、●●●●●●●●から約650m北西に位置する田1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p>
	<p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 3 番・番号 4 番は、土地の交換を行うことから関連性がありますので、一括審議をいたします。 番号 3 番・番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番・番号 4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 3 番・番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	次に、番号 6 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 6 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 6 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	「議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに 決定いたしました。
議長	次に「議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
5 番 佐賀 正治	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 150m南に位置する畑 1 筆になります。 こちらは、第 2 種農地と判断しました。 申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。

	<p>以上、委員の皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。 す。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
1番 石塚 洋二	<p>確認させてください。申請地略図 1 ページの申請人の方は、申請地は地形としては適良でなく、建物を建てる用地ではない形となっているが、申請地以外の土地は住宅地として申請人が持っている土地ですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
1番 石塚 洋二	<p>都市計画 500 m²以内を1回クリアしてあって、2回目今回申請した形でよろしいですか。</p>
事務局	<p>今回、申請番号 1 番事案以外の事業計画地は 291.36 m²の宅地で、今回分筆した畑が 108 m²、所要面積 399 m²ですので要件は満たしています。</p>
1番 石塚 洋二	<p>2回行い、一覧の土地として使っているということですね。</p>
事務局	<p>500 m²以内ですので事業計画は1つとなり、宅地と畑に分かれています。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	<p>「議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読をいたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
6 番 井坂 孝雄	<p>それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から約 150m 北に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 3 種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 2 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から約 900m 東に位置する畑 4 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 3 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から約 250m 北東に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。</p>

	<p>申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号 4 番になります。図面番号 5 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●●から約 200m 北西に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p>
	<p>番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 3 は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 4 は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>

議長	次に「議案第 32 号 現況証明願の交付決定について」上程します。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
4 番 中山 峰雄	<p>それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 6 番も併せてご覧ください。 申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から約 150m 南西に位置する田 1 筆になります。 こちらは、29 年以上前から住宅敷地として使用している状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>続きまして番号 2 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧ください。 申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から約 50m 北西に位置する畑 2 筆になります。 こちらは、40 年以上前から住宅敷地として使用している状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第 32 号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 33 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 33 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 33 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 34 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 34 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 34 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p>

議長	<p>来月の総会は、6月10日（月）午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、齋藤 務委員、廣瀬 栄二委員、小倉 達也委員です。 日時は、6月3日（月）午前9時から、霞ヶ浦庁舎小会議室2といたします。 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第240回農業委員会総会を閉会いたします。 慎重審議、大変ご苦労様でした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯 田 敬 市

署 名 委 員 佐 賀 正 治

署 名 委 員 井 坂 孝 雄